

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和2年8月5日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部長 秋田 勝広

1 調達内容

- (1) 業務名称 02-PCB廃棄物収集運搬業務（千島団地）
- (2) 業務内容 仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和3年1月22日まで
- (4) 履行場所 仕様書による
- (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構西日本地区における令和元・2年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業について都道府県知事等の許可を受けている者で、本業務対象廃棄物の収集運搬が可能な者、かつ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が定める「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門を許可する収集運搬事業者に係る認定要領」に基づき認定された者であること。また、これを証明できる書類（認定書等の写し等）を見積書とあわせて提出すること。
- (4) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (6) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課
電話 06-6969-9025

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限 令和2年8月18日(火) 15時00分

②提出方法 持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記(1)と同じ。

(3) 見積書と同時に提出する書類

2(3)に示す必要な書類を提出すること。提出期限及び提出方法は、上記(2)と同じ。

(4) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

別添「業務委託契約書(案)」による。

(3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。

(6) 現物確認

廃棄物の現物確認を希望する場合は、令和2年8月5日(水)及び令和2年8月6日(木)の午前10時から午後5時まで(但し、正午から午後1時の間は除く。)の時間内に、下記(7)に連絡し、日程調整を行うこと。

(7) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-85
独立行政法人都市再生機構西日本支社 住宅経営部電気保全課
電話 06-6969-9832

以 上

仕様書

- 1 業務名称 02-PCB廃棄物収集運搬業務(千島団地)
- 2 委託者(排出事業者)
 - 名称 独立行政法人都市再生機構西日本支社
 - 所在地 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
- 3 排出事業場
 - 名称 千島団地
 - 所在地 大阪府大阪市大正区千島2丁目4番
- 4 最終目的地(処理事業所)
 - 名称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所
 - 所在地 福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24
- 5 履行期間
契約締結日の翌日から令和3年1月22日
- 6 業務対象数量等
別紙による
- 7 業務内容
委託者が排出事業場に保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「PCB廃棄物」という。)について、次のとおり収集運搬及び搬入を行うものとする。当該業務の履行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」その他関係法令、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」を遵守する。
 - (1) 排出事業場に保管するPCB廃棄物を最終目的地(中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所(以下「JESCO」という。))で処理を行うため、収集運搬及び搬入を行う。なお、搬入にあたっては、JESCOが定める受入基準を遵守するものとする。
- 8 業務実施等
 - (1) 業務実施日時決定
業務の実施にあたり、収集運搬及び搬入の日時については、委託者、JESCO及び受託者の3者で調整のうえ、決定するものとする。なお、収集については、原則として土、日、祝日を除く午前9時から午後5時の間に行うものとする
 - (2) 安全管理責任者及び運行管理責任者の選任
業務の実施にあたり、PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を修了した安全管理責任者を選任すること。また、運搬にあたっては、運行管理責任者を選任し、積み込み、運搬、積み下しまで管理させることとし、安全管理責任者及び運行管理責任者の選任にあたっては、委託者の指示者(以下、指示者)に書面を以って報告すること。また、これらに変更が生じた場合は、速やかに指示者に報告するものとする。
 - (3) 運搬計画書の提出
業務の実施にあたり、収集運搬に係る運搬容器、運搬経路、予定日時及び緊急時その他の

対応を記載した運搬計画書及び緊急時対応マニュアルを提出すること。

(4) 服装等

業務を担当する者は、業務に適した服装及び履物で実施するものとし、業務実施時は身分証明書も携帯し、関係者から請求があった場合はそれを提示するものとする。

(5) 駐車場の利用

排出事業場の駐車方法については、指示者の指示による。また、最終目的地の駐車方法については、JESCO 及び指示者と協議のうえ決定する。

(6) 養生等

排出事業場及び最終目的地の敷地内での作業にあたっては、必要な養生を行い、他の部分への汚損、毀損等を生じさせないように配慮すること。

(7) 原状復旧

収集運搬及び搬入まで一連の作業において汚損、毀損等を生じさせた場合は、受託者の負担で速やかに原状に復旧すること。

(8) 団地内運行

排出事業場敷地内を運行する車両等の運転手に対しては、不測の事態に対処できるよう徐行運転を徹底させること。特にアプローチ道路・遊び場周辺等、子供の飛び出し等が予測される場所は、走行速度 10km/h 以下の運転を行うなど、十分な注意を払うよう指導すること。また、資材等の積み下ろし時の発進・後退に際しては、人身事故等が発生しないよう万全の注意を払うこと。

(9) 運搬車両の表示等

P C B 廃棄物の収集運搬時には運搬車両に「特別管理産業廃棄物収集運搬車」、「P C B 汚染物」及び収集運搬業許可情報の表示を行うとともに、運搬容器にも危険物の品名及び危険等級、化学名、危険物の数量、「火気厳禁」、「P C B 汚染物」等必要な表示を行うこと。また、運行管理責任者は応急措置設備・器具、緊急時対応マニュアル、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを携行すること。

(10) 運搬車両の運行管理等

運搬車両には、位置情報が容易に確認できる GPS システムを搭載し、緊急時の連絡ができるなどの運行管理を行うこと。また、業務の実施にあたり、道路交通法に基づく申請が必要な場合は速やかに作成し、届出を行うこと。なお、作成・届出に要する費用は受託者の負担とする。

(11) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

受託者は、P C B 廃棄物の搬出に伴いマニフェストに名称及び運搬担当者の氏名を記名、押印し、A 票を委託者に返付後、運搬を実施しマニフェスト B 1 票を保管するとともに、運搬終了後 1 0 日以内に B 2 票を委託者に返付すること。なお、マニフェスト記入用紙に係る費用は受託者の負担とする。

(12) 工具等

本業務に必要な工具及び計測機器等の機材、構内運搬用具、運搬車両、運搬容器、応急措置設備・器具等に係る費用は、受託者の負担とする。

(13) 届出等

受託者は、業務の実施にあたり、自治体等へ必要な届出がある場合には速やかに作成すること。なお、作成に要する費用は受託者の負担とする。

(14) 申請書類の提出

受託者は、7. 業務内容により作成した書類について、指示者の確認を受けること。また、全ての作成書類について、業務完了後に写しを提出すること。

(15) 記録等

収集、運搬、搬入の各作業時点で作業状況等の写真撮影を行い、マニフェストと合せて

提出すること。なお、写真撮影箇所については指示者との協議により決定すること。

(16) その他

受託者は、PCB廃棄物の積込み、積下ろしを行う際の指示者の立会いに協力すること。

9 支払条件

完了払いとする。

10 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 上記（1）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により委託者まで通報すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより当業務に遅れが生じる場合は、委託者と協議を行うこと。

11 協議

この仕様書について疑義が生じた事項又はこの仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議するものとする。

12 関連法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律【廃棄物処理法】

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法【PCB特別措置法】

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画【環境省】

PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン【環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部】

労働安全衛生法

消防法

道路法

道路運送車両法

道路交通法ほか

以 上

別紙

業務対象数量

排出 事業場	容器番号	種類	区分	品名	容器の 性状	総重量 (kg)	数量
千島団地	X-001	P C B 汚染物	高濃度	蛍光灯安定器	ドラム缶	344	1
千島団地	X-002	P C B 汚染物	高濃度	蛍光灯安定器	ドラム缶	367.5	1
千島団地	X-003	P C B 汚染物	高濃度	安定器等	ドラム缶	133.5	1
千島団地	X-004	P C B 汚染物	高濃度	安定器等	ドラム缶	93.5	1

業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 02-PCB廃棄物収集運搬業務（千島団地）
- 2 履行場所 千島団地
- 3 履行期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 4 業務委託料 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
- 5 支払条件 完成払

上記の業務について、委託者（排出事業者）と受託者（収集運搬業者）は、委託者の事業場から排出される産業廃棄物の収集運搬に関して次の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者（排出事業者）

住 所 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
氏 名 独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 田中 伸和 印

受託者（収集運搬業者）

住 所
氏 名 印

（総則）

第1条 委託者及び受託者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、ポリ塩化ビフェイル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）、その他関係法令を遵守するものとする。

2 受託者は、頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書、図面及び入札説明書に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、これを履行しなければならない。

3 受託者は、業務を頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

第2条 委託者が受託者に業務を委託する産業廃棄物の種類、数量並びに収

集運搬の費用は、別表記載のとおりとする。

(受託者の事業範囲)

第3条 受託者の事業範囲は以下のとおりであり、受託者はこの事業範囲及び、処理施設入門の認定を証するものとして、許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付する。

(収集運搬に関する事業範囲)

許可都道府県・政令市：〇〇〇〇

許可の有効期限：〇〇〇〇

事業範囲：〇〇〇〇

許可の条件：〇〇〇〇

許可番号：〇〇〇〇

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設入門の許可)

認定番号：〇〇〇〇

認定年月日：〇〇〇〇

有効期限：〇〇〇〇

2 受託者は、前項の規定に基づき提出した許可書又は認定証（以下「許可書等」という。）の記載事項に変更又は更新があったときは、速やかに、その旨を委託者に通知するとともに、当該変更又は更新後の許可証等の写しを委託者に提出し、本契約書に添付する。

(排出事業所)

第4条 産業廃棄物の排出事業所は次のとおりとする。

排出事業場

名称：千島団地

所在地：大阪府大阪市大正区千島二丁目4番

(運搬の最終目的地)

第5条 産業廃棄物の最終目的地は次のとおりとする。

最終目的地（処理施設）

名称：中間貯蔵・環境安全事業株式会社

所在地：福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24

許可都道府県・政令市：北九州市

許可の有効期限：令和6年12月9日

事業の区分：中間処理業（洗浄、分離、分解）

許可の条件：なし

許可番号：第07670114381号

(保管)

第6条 受託者は、委託者の事業場から排出される産業廃棄物の積替えを行わない。

(マニフェストの交付)

第7条 委託者は、産業廃棄物搬出の都度、当該産業廃棄物に係る産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）に必要事項を記入し受託者に交付する。

(適正処理に必要な情報の提供)

第8条 委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受託者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合は、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項

2 委託者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受託者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、委託者は受託者に通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 委託者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受託者に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)の「容器貼付用ラベル」参照)。

4 委託者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受託者は産業廃棄物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上、産業廃棄物を引き取ることとする。

5 委託者は、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を受託者に提示する。

(善良な管理者の注意義務)

第9条 受託者は、委託者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって、業務を処理しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第10条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託等の禁止)

第11条 受託者は、この契約の業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、この契約の業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

(委託業務責任者)

第12条 受託者は、委託業務責任者を定め、委託者に通知するものとする。

2 受託者又は受託者の委託業務責任者は、委託者の指示に従い、業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

(指示者)

第13条 委託者は、業務の履行について、打合せ、指示等を行う指示者を定め、これを受託者に通知するものとする。

(履行報告)

第14条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の業務の処理状況について、調査し、又は報告を求めることができる。

2 委託者は、前項の規定による調査又は報告の結果、必要があると認めるときは、受託者に対して適当な措置をとるべきことを指示することができる。

(仕様書等の変更)

第15条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示(以下この条において「仕様書等」という。)の変更内容を受託者に通知し、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は業務委託料を変更することができ、それにより必要な費用を委託者が負担しなければならない。

2 前項の履行期間又は業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(業務の中止)

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。この場合における負担額は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の収集運搬が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに委託者に当該事由の内容及び、委託者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。

4 委託者は受託者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

(受託者の請求による履行期間の延長)

第17条 受託者は、受託者の責めに帰することができない理由又は正当な理由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に対して遅滞なく、その理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定める。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害の負担)

第18条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は受託者が負担するものとする。ただし、委託者の責めに帰すべき理由による場合の損害については、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(検査)

第19条 受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を業務完了報告書の提出をもって通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 受託者は、業務が前項の検査に合格しないときは、遅滞なく補正し、委託者に対して補正完了報告書を提出して検査を受けなければならない。この場合、検査については、前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第20条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって業務委託料の支払いを請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者に支払わなければならない。

(委託者の任意解除権)

第21条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第23条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定により、この契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(委託者の催告による解除権)

第22条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第10条に反してこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見

込みが明らかでないとき認められるとき。

四 前各号のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第23条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第10条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 受託者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

七 第25条又は第26条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

八 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

九 第28条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

2 前項の場合において、業務の成果の一部について委託者が必要と認めるものがあるときは、委託者の所有とすることができる。

3 第1項の規定により、契約を解除したときには、委託者は、既済部分について検査の上、当該部分に相当する業務委託料を受託者に支払うものとする。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 第22条又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第25条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第26条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第15条の規定により業務内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

二 第16条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第27条 第25条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（委託者の損害賠償請求等）

第28条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 第22条又は第23条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除され

た場合

- 三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 第22条又は第23条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - 一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。
（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第28条の2 受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該

命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第29条 委託者の責めに帰すべき理由により、第19条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第30条 受託者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（契約を解除した場合の未履行业務の措置）

第31条 委託者及び受託者は、受託者の義務違反により委託者がこの契約を解除した場合において、この契約に基づいて委託者から引き渡しを受けた産業廃棄物のうち業務が未だに完了していないものがあるときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 受託者は、この契約が解除された後も、業務が完了していない産業廃棄物に対するこの契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その産業廃棄物についての業務を自ら実行するか、又は委託者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもつ

て行わせなければならない。

二 受託者は、前号の規定に基づき受託者が別の業者に業務を委託する場合において、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、その旨を委託者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

三 委託者は、前号の規定に基づく通知を受領したときは、受託者が依頼した業者に対し、委託者の費用負担をもって、受託者のもとにある業務が完了していない産業廃棄物の収集運搬又は処分を行わせるものとし、その負担した費用の償還を受託者に対し請求することができる。

2 受託者は、委託者の義務違反により受託者がこの契約を解除した場合において、この契約に基づいて委託者から引き渡しを受けた産業廃棄物のうち業務が未だに完了していないものがあるときは、委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある業務が完了していない産業廃棄物を、委託者の費用をもって引き取ることを委託者に要求し、又は受託者自ら委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(秘密の保持)

第32条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受託者は、成果物を第三者に譲渡し、貸与し、又は利用せしめてはならない。ただし、あらかじめ書面による委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(管轄裁判所)

第33条 この契約及びこの契約に関連して委託者と受託者との間において締結された契約、覚書等に関して、委託者と受託者との間に紛争を生じたときは、頭書の委託者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(適用法令)

第34条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(補則)

第35条 この契約においては、民法（明治29年法律第89号）第649条、第650条及び第651条の規定は適用しないものとする。

(契約外の事項)

第36条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別表

産業廃棄物の種類、数量並びに処分及び収集運搬料金

容器番号	廃棄物の種類	台数	総重量(kg)	収集運搬料金
X-001	蛍光灯安定器	106 個	344	円
X-002	蛍光灯安定器	142 個	367.5	
X-003	蛍光灯安定器	33 個	133.5	
	水銀灯安定器	7 個		
X-004	蛍光灯安定器	5 個	93.5	
	コンデンサー	319 個		

(消費税は別途加算とする。)

オープンカウンター方式による見積合せ説明書

本説明書は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する調達契約に関し、オープンカウンター方式による見積合せに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項について、説明したものです。

なお、オープンカウンター方式とは、機構が調達する案件で独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第370条第1項第1号、第2号、第3号又は第6号（いわゆる少額契約）に該当する場合のうち、消耗品、備品等の物件の購入、印刷製本等及び役務その他の契約で適当な案件を、ホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方式です。

1 オープンカウンター方式による見積合せに付する事項

「オープンカウンター方式による見積合せの公示」（以下「公示」という。）に示すとおりとします。

2 見積参加者に必要な資格

公示に示すとおりとします。

3 見積方法

- (1) 見積参加者は、公示、仕様書、本説明書等を熟覧し、承諾のうえで、見積りを行わなければなりません。この場合において、当該調達について疑義がある場合は、機構に説明を求めることができます。ただし、見積書提出後、当該調達についての不明を理由として異議を申立てることはできません。
- (2) 見積参加者は、見積案件ごとに所定の書式による見積書により見積りをして下さい。
- (3) 見積書は、封かんの上、見積参加者の氏名等必要事項を明記し持参して下さい。ただし、機構においてやむを得ないと認めるときは、書留郵便をもって提出することができます。この場合には、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒に必要事項を記載し、機構あての親書で提出して下さい。なお、電話、電報、電送その他の方法による提出は認めません。
- (4) 見積書の提出場所及び提出期限は、公示に示すとおりとします。
- (5) 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印をしなければなりません。但し、金額の訂正は認めません。
- (6) 見積参加者は、見積書を提出した後は、開封の前後を問わず、辞退をすることができません。また、引換え、変更又は取消しをすることもできません。
- (7) 見積参加者は、調達物品等の本体価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を見積るものとします。

4 見積合せ

(1) 見積参加者の立会

見積合せは、公示において指定する日時に行います。なお、その際、見積参加者の立会は不要です。

(2) 参加者不在等の取扱

見積書の提出期限までに見積書を提出する者がいないとき又は見積合せをした場合において予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、機構が選定した者へ見積りを依頼することができるものとします。

5 公正な見積りの確保

(1) 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(2) 見積参加者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。

(3) 見積参加者は、契約の相手方の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

6 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とし、無効の見積りを行った者を契約の相手方として決定していた場合は、その決定を取り消します。

(1) 参加資格のない者が見積りをなしたとき

(2) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

(3) 見積金額の記載を訂正したとき

(4) 見積者の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）の判然としないとき

(5) 1人で同時に2通以上の見積書をもって見積りを行ったとき

(6) 明らかに連合によると認められるとき

(7) 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき

7 契約の相手方の決定

(1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積りした者を契約の相手方とします。

(2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

(3) 見積合せの結果は、契約の相手方と決定した者へのみ、通知します。

8 契約保証金

契約の相手方と決定した者は、契約締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、

この限りではありません。なお、契約保証金の納付の有無は、公示において示します。

9 契約の締結

契約の相手方と決定した者は、決定された日から7日以内に契約書、請書その他これに準ずる書面を作成し、契約を締結しなければなりません。ただし、契約書等の作成が不要とされた場合は、この限りではありません。なお、契約書等の作成の要否は、公示において示します。

10 見積参加者に求められる義務

見積参加者は、公示において求められた要件について、機構から説明を求められた場合は、機構が指定した期限までに見積参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

11 見積の参加制限

次の各号の一に該当する者にあつては、その事実のあつた後2年間見積りに参加することができません。

- (1) 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があつた者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 契約予定者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

12 提出書類について

見積参加者は、実印の印影照合を行うため「使用印鑑届」(実印を使用印とする場合も含みます)及び「印鑑証明書」(原本・発行日から3か月以内)を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。)

13 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。
- (2) 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対し追加資料の提出を求める場合があります。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 都合により見積合せを取りやめることがあります。
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由がなく、業務を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

以 上

9 使用印鑑届 (様式)

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 田中 伸和 殿

使用印鑑届

使用印



実印



上記の印鑑は入札、見積りに参加し、契約の締結並びに代金請求及び受領のために使用したいので、お届けいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号または名称

代 表 者 名

実印

添付書類

・印鑑証明書 (1 通)

注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

2 本届には、印鑑証明書 (原本・発行開始日から3か月以内) を添付すること。なお、委任状

又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。

3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

見 積 書

金 円也 (税抜)

ただし、02-PCB廃棄物収集運搬業務 (千島団地)

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和 年 月 日

住 所
氏 名

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部長 秋田 勝広 殿

表

02-PCB廃棄物収集運搬業務(千島団地) 見積書	独立行政法人都市再生機構西日本支社
	総務部長 秋田 勝広 殿

裏

封	
住所・連絡先	氏名
	※登録番号

- ※ 競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を必ず記載すること。
なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないことから、登録番号の記載漏れ、間違い等については無効となるので注意すること
- ※ 公示文2(3)に示す書類をあわせて提出すること。
その際には、上記見積書の封筒には同封せず、見積書とは別に提出すること。